

# E U 指令

## 1. 経緯

1990年に最初の提案が出され、1995年10月に「EU個人情報保護指令」として採択された。指令は、直接適用されるものではないが、加盟国を拘束し、3年以内に個人情報保護に関する法律の制定、または改正を求めている。

## 2. EU指令の特徴

OECD 8原則を踏まえて個人データ処理の適法性に関する一般準則が定められているが、その他に以下の規定がある。

### 第9条 個人データ処理と表現の自由

プライバシー権と表現の自由に関する準則を調和させる必要がある場合に限り、ジャーナリズム目的又は芸術上、文学上の表現目的のためにのみ行われる個人データの処理について適用除外を定めなければならない。

### 第25条 第三国への個人データの移転の原則

個人データの第三国への移転は、この指令に従って採択された国内規定の順守を損なうことなく、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができることを定めなければならない。

## 3. EU個人情報保護に関する特別調査委員会「データ保護法とメディアに関する勧告」(1997)(抄)

加盟各国において、メディアに対するデータ保護法の適用のための立法的枠組みの全般的な再検討が必要と思われる。そのために、次のような要素が考慮されなければならない。

データ保護法は、原則としてメディアにも適用される。安全性に関する適用除外は認められない。

適用除外は、表現の自由を危うくするような規定との関係でのみ認められるべきであり、またデータ主体のプライバシー権とのバランスを維持しつつ表現の自由の効果的な行使に必要な範囲でのみ認められるべきである。

適用除外は、ジャーナリズム目的のためのデータ処理だけをカバーする。ジャーナリストやメディアによるそれ以外のデータ処理は、指令の通常のパラダイムの適用を受ける。